

本庄市水道事業審議会の書面会議等の実施方法（案）について

本庄市水道事業審議会条例第7条の規定により、水道事業審議会の会議は会長が招集し、委員の過半数の出席をもって開催することとしているが、感染症の感染拡大や災害発生時などの社会的な状況により、通常の状態による会議を開催することができないと会長が判断した場合は、書面等により各委員から審議事項についての意見を聴取できることとし、その意見とともに各委員からの議案に関する賛否をとりまとめ、審議会の議決に代えることができるものとする。

なお、当該実施方法は、本庄市水道事業審議会条例第9条の規定に基づき定めるものとする。

1 書面会議の実施方法

- (1) 意見書等の返信期限を定めて、会議資料等を委員に送付する。
- (2) 期日内に委員の過半数から返信があった場合、委員が出席したものとみなし、会議が開催されたものとして、返信された意見書等は有効とする。
- (3) 書面表決を必要とする場合は、一議案ごとに委員の賛成又は反対を明らかにするように実施し、表決に関しては、表決を行う委員の署名又は捺印をもって有効とし、署名又は捺印がないものは無効とする。
- (4) 議決は、会議に出席した委員の半数を超えた場合に、委員の同意とみなし、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数の場合は会長の決にしたがうものとする。
- (5) 会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、会長及び各委員に報告する。

2 会議の傍聴

- (1) 書面会議の審議期間中、市のホームページ上へ会議資料の公開を行うことをもって、傍聴に代わるものとする。
- (2) 市のホームページには、あらかじめ会議資料の公開を行うことを告知し、審議開始日に会議資料の公開を行うものとする。

3 出席報酬等

- (1) 出席した委員に、「本庄市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき委員報酬を支払うものとする。
ただし、会議内容が情報提供のみの場合は、報酬は支払わないものとする。
- (2) 費用弁償の対象となっている委員への旅費は支払わないものとする。

【書面会議・オンライン会議開催までのフローチャート】

